

○議長（茅沼隆文）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は１１名です。定足数に達しておりますので、これより平成３０年開成町議会３月定例会議第４日目の会議を開きます。

午後１時３０分 開議

○議長（茅沼隆文）

早速本日の日程に入りますが、その前に、本日も説明員は座ったままで説明されて結構ですので、説明をいただきたいと思います。

それでは、日程第１ 議案第１９号 平成３０年度開成町一般会計予算から日程第７ 議案第２５号 平成３０年度開成町水道事業会計予算までを一括議題としております。

本日は、議案第２０号 平成３０年度開成町国民健康保険特別会計予算の説明から行います。それでは、細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、１１５ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第２０号 平成３０年度開成町国民健康保険特別会計予算。

平成３０年度開成町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１６億７，３４７万８，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は５，０００万円と定める。

歳出予算の流用。第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成３０年３月６日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算。歳入、１款の国民健康保険税から９款の諸収入まで。右ページの歳出でございます。１款総務費から８款予備費まで、合計１６億７，３４７万８，０００円となります。

それでは、内容を御説明いたします。１１９ページをご覧ください。

１１９ページ、歳入歳出予算事項別明細書でございます。総括として、本年度と前年度予算額を比較しております。

歳入でございますが、まず、第１款国民健康保険税につきましては、国保の広域化が平成３０年度よりスタートすることを踏まえ、算定方式を県の標準的な算定方式である３方式とし、資産割を廃止いたしました。また、税率は県が示す標準保険料率を

参考とし、昨日、御議決いただきましたように所得割の医療分で0.18%をプラスし、後期分及び介護分は標準保険料率と同じとさせていただいております。また、均等割、平等割につきましては、医療分、後期分、介護分ともプラス調整を行わせていただいております。

しかしながら、被保険者の減少が続いておりまして、平成28年度末の被保険者数3,570人に対して、平成30年度は一般と退職を合わせて3,390人と5%の減を見込んでおります。

その結果、予算額としましては前年度比4,224万7,000円減の3億4,738万2,000円となっております。率にして10.8%の減額となっております。

次に、収入の各項目でございますが、広域化により変更がございます。これまで収入科目としておりまして、3款国庫支出金と4款療養給付費等交付金は基本的に廃止となり、過年度分の収入に対応した窓口予算とさせていただいております。

同様に、前期高齢者交付金、共同事業交付金についても廃止とさせていただいております。

また、5款県支出金につきましては、保険給付費が全額給付されますことから、1億9,668万5,000円と大きく増加しております。

その他、法定外繰入金は原則見込まないという町の方針もございまして、7款の繰入金は2,722万5,000円の減でございます。

続いて、歳出、120ページをご覧ください。

2款保険給付費でございますが、被保険者数が減少しているのに対して、医療給付費は伸びていることから、7,600万円あまり、6.9%の増額とさせていただきました。

被保険者数は減少しておりますが、被保険者の年代の中心が50代から70代であり高齢による医療機関への受診が多いこと、また医療の高度化による高額医療費の伸びによるものでございます。

3款の国民健康保険事業費納付金は、新規に設定した科目で、県に対し納付金を納付するものでございます。本年の1月に示された最終の金額を計上いたしております。

また、保険者としてこれまで拠出していた4款共同事業拠出金及び後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金は、広域化に伴い科目廃止となります。

7款諸支出金でございますが、こちらは平成29年度からの繰越金が見込めますことから、これを財政調整基金積立金に計上したことによる増となっております。

これらの結果、前年度比では歳入歳出とも1億2,626万4,000円の減となりました。

それでは、説明資料の84ページ、85ページをご覧ください。84ページでございます。

まず、歳入でございます。国民健康保険税の一般の被保険者国民健康保険税になり

ます。説明欄に記載のように、一般被保険者数は3,337人、世帯数は2,026世帯と想定し、現年度収納率を95%とさせていただきました。被保険者数は前年度より263人の減、世帯数は84世帯の減となります。前年の当初予算額よりも4,645万4,000円の減となっております。

次に、後期高齢者支援金分でございます。こちらは、前年度当初と比べまして1,390万円の増となっております。

次に、介護納付金分です。こちらは、一般被保険者の40歳以上65歳未満を対象にしておりますが、こちらは1,003人、850世帯と想定しまして、前年度当初より285万4,000円の減といたしました。

次が一般の滞納繰越分でございます。それぞれ医療分、介護分、後期分について、実績を見ながら前年同額を見込んでございます。

続いて、退職被保険者等国民健康保険税でございます。退職分の医療給付分でございますが、こちらにも移動処理データを基礎にしまして退職被保険者数を53人、44世帯と想定いたしました。収納率については一般と同様に95%と想定しまして、前年度当初よりも433万円の減を見込んでおります。

次に、後期高齢者支援分です。こちらにも、前年度当初よりも45万4,000円の減を見込んでおります。

次の介護納付金でございます。こちらにも40歳以上65歳未満が対象ですが、前年度当初より105万5,000円の減を見込んでございます。

次の滞納繰越分については、いずれも前年同額で見込んでおります。

次のページをご覧ください。

一つとばさせていただきます、県支出金となります。保険給付費等交付金の普通交付分は、町が保険給付に要した費用が全額交付されます。

次の特別交付分は、市町村の個別事情に応じて交付される分でございます。保険者努力支援分、特別調整交付金分等から成ります。

一つとびまして、県補助金の普通調整交付金でございます。一般被保険者に係る療養の給付費等負担金の算定額の100分の8相当分となります。

一つとびまして、繰入金でございます。

まず、保険基盤安定繰入金保険税軽減分です。こちらは、被保険者の保険税負担を軽減するために、保険税の軽減対象となった一般被保険者の数に応じて国及び県から補填されるものを一般会計から国保特会に繰り入れております。

次の保険基盤安定繰入金保険者支援分ですが、こちらにも保険税の負担を軽減するために、低所得者を多く抱える市町村に対し支援された分を国保特会に繰り入れるものです。

一つとびまして、出産育児一時金等繰入金ですが、歳出の出産育児一時金の3分の2にあたる額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の財政安定化支援事業繰入金ですが、所得の少ない被保険者が多いなどの理由によりまして、国保財政に影響がある市町村について、国保財政の安定化及び保険税負

担の平準化のために一般会計から国保特会に繰り入れるものでございます。

次に、その他一般会計繰入金ですが、原則、法定外繰入金は見込んでおりませんが、地方単独事業の実施に係る国の交付金の調整分は一般会計から繰り入れさせていただくこととさせていただきました。

次のページをご覧ください。

繰越金、前年度繰越金ですが、平成30年度につきましては平成29年度の繰越金を見込むことができますので、ここで計上いたしましたものでございます。

それ以下につきましては項目設定等になりますので省略をさせていただき、歳出、90ページ、91ページをご覧ください。

歳出、総務費の一般管理費になります。こちらは、職員の給与費と非常勤等の賃金等でございます。また、国民健康保険のシステム負担金等の支出を、こちらで行っております。

続いて、連合会負担金ですが、国民健康保険団体連合会の運営を円滑にするために市町村が負担金を拠出しております。

続いて、徴税費、賦課徴収費です。こちらは6月に賦課決定をしておりますけれども、それに必要な納税通知書等の消耗品費及び賦課徴収の費用となっております。

次の国民健康保険運営協議会費は、国民健康保険事業運営上の重要な課題につきまして協議、検討を行うための委員報酬でございます。3回分を計上させていただいております。

続いて、保険給付費。まず、一般の被保険者療養給付費でございます。被保険者数は先程、申しあげたように減少しておりますけれども、療養給付は増加すると見込みまして、前年度より3,459万3,000円の増といたしてございます。

次の退職者分については、対象者の減から56万8,000円の減としております。

次の一般被保険者療養費支払事業費でございます。一般被保険者の補装具、柔道整復施術費等の療養費用額の保険者負担分です。

その下は退職分となります。

一つとんで、高額療養費でございます。一般の被保険者高額医療費支払事業費ですが、一般被保険者の医療費の自己負担分について、一定額以上の高額負担が発生した場合に費用を支出するものでございます。こちらでも件数の増を見込んで、4,141万2,000円の増とさせていただきました。

次の退職の高額分は、対象者の減から102万円の減としております。

次の一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者高額介護合算療養費でございますが、これは国保と介護の自己負担を合算した額が自己負担の限度額を超えた場合に支給されるものです。

移送費につきましては項目設定ですので、省略をさせていただいて、出産育児一時金です。被保険者が出産した世帯につきまして、1人につき42万円を限度として18件分を見込んでおります。

次のページをご覧ください。

一つとばさせていただいて、葬祭費支給事業費です。お亡くなりになったときに葬祭費として、1人につき7万円を支給しております。34件分を見込んでおります。

次の国民健康保険事業費納付金支払事業費は、県が市町村から納付金として徴収し、特別会計として運営するもので、国民健康保険給付費等交付金等に充てられるものでございます。こちらは、県の提示額を計上しております。

一つとんで、保健事業費でございます。特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導を実施するための集団健診の費用等でございます。

次に、保健普及費です。医療費適正化事業として被保険者に対し年2回の医療費の費用額等を通知し、また、人間ドック170人分の助成費用等を計上しているものでございます。

以下、項目設定等でございますので省略をさせていただきますが、諸支出金の財政調整基金積立金でございますが、こちらは平成29年度の繰越金を見込んで積み立てを行う予定でございます。

御説明は以上となります。

○議長（茅沼隆文）

以上で、議案第20号 平成30年度開成町国民健康保険特別会計予算の説明を終了いたします。